

福井県県民ホール感染拡大防止事業補助金

福井県県民ホールにおけるクラスター発生を防止するとともに、大規模催事の開催機運を醸成するため、催事運営費の一部を補助します。

補助金を受けられる対象者

福井県県民ホールにおいて新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づいた催事を主催しようとする、次の基準をすべて満たす個人、法人、または団体が対象となります。

- (1) 暴力団でないこと。またはその利益となる活動を行っていないこと。
- (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

補助金の対象となる催事

次の条件をすべて満たす催事が対象となります。

- (1) 不特定多数の方の参加が可能な催事であること。

関係者以外の入室を認めない催事（会議、会合等）は、補助対象となりません。

※食事の提供を伴う催事は、原則、補助対象となりません。

発表会、演奏会等については、一般の方の入場を認める場合には補助対象となります。

- (2) 観覧者数が101名以上の大規模催事であり、かつ、観覧者数がホール定員の半分以上を上回らないこと。

(参考) 補助金の対象となる観覧者数

プロセニウム形式：265名以内（通常535席の約1/2）

コンベンションスクール形式：120名以内（3人掛け机80本に、各々隣を空けて座る）

オープンステージ形式：120名以内（240席の約1/2）

平土間形式：使用時の会場レイアウトで、座席の半分以上が空いているか個別に確認

※参考：福井県県民ホールホームページ www.kenminhall-fukui.jp/aboutstyle/

- (3) 主催者において「新しい生活様式」（厚生労働省）、「移行期間における都道府県の対応について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、業種ごとの感染症対策予防ガイドライン（内閣官房）等を確認のうえ、感染症対策を徹底すること。併せて、来場者にも上記ガイドライン等に従った感染症予防対策（検温やマスクの着用等）を求めること。

※別添チェックリストに示された点について、すべて協力いただく必要があります。

- (4) 催事の開催日が交付決定の日から令和3年3月31日までの間であること。

※本制度の創設前から予定されていた催事であっても、上記(1)～(3)を適正に実施する場合には、補助対象となります。

- (5) 国や地方自治体が主催する催事でないこと。
- (6) 当該催事が宗教活動や政治活動でないこと。

補助対象となる経費

3密を避けた新しい生活様式に基づく催事を開催する際に新たに発生するかかり増し経費で、以下に示すものが対象となります。

- (1) 消耗品費：感染拡大防止資材等の購入費用
- (2) 使用料：ホール利用規程に定める会場使用料
- (3) 人件費：新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを遵守するために必要な、入退場の制限、消毒、検温等を担う要員の人件費

※対象業務を業者に委託した場合は、その委託料が対象となります。

補助金の交付上限額

10万円とします。（1日あたり5万円×上限2日間）

※日数の計算に、準備や後片付け等に要する日数は含みません。

申請の方法

申請書等を福井県総務部財産活用課に提出してください。郵送でも受け付けます。
また、福井県県民ホールでも申請の取り次ぎを行います。

申請に必要な書類

- [（様式第1号）交付申請書](#)
- [（添付書類1）収支予算書（記載例）](#)
- （添付書類2）福井県県民ホール利用申請書（写）
- [（添付書類3）感染拡大防止対策チェックリスト](#)
- [（添付書類4）県税の納税状況の確認に関する同意書](#)
- [（添付書類5）債権債務者登録申請書 ※県に登録がない場合のみ](#)
- （添付書類6）添付書類5で指定した口座の、口座番号等が確認できるもの（通帳の写し）
- [（様式第2号）交付決定前着手届 ※交付決定を待たず着手したい場合のみ](#)

申請の方法（事業を変更・中止する場合）

※提出前に福井県総務部財産活用課（または福井県県民ホール）に御相談ください。

申請に必要な書類

- [（様式第3号）変更交付申請書](#)
- [（様式第4号）事業中止承認申請書](#)

実績報告

催事終了後、報告書等を福井県総務部財産活用課に提出してください。
また、福井県県民ホールでも報告の取り次ぎを行います。

実績報告に必要な書類

- ・ [\(様式第5号\) 実績報告書](#)
- ・ [\(添付書類1\) 事業報告書](#)
- ・ [\(添付書類2\) 収支決算書 \(記載例\)](#)
- ・ [\(添付書類3\) 感染拡大防止対策チェックリスト](#)
- ・ (添付書類4) 経理関係書類の写し(様式任意)

※領収書等を含めた、一連の関連書類が必要です。

補助金の請求

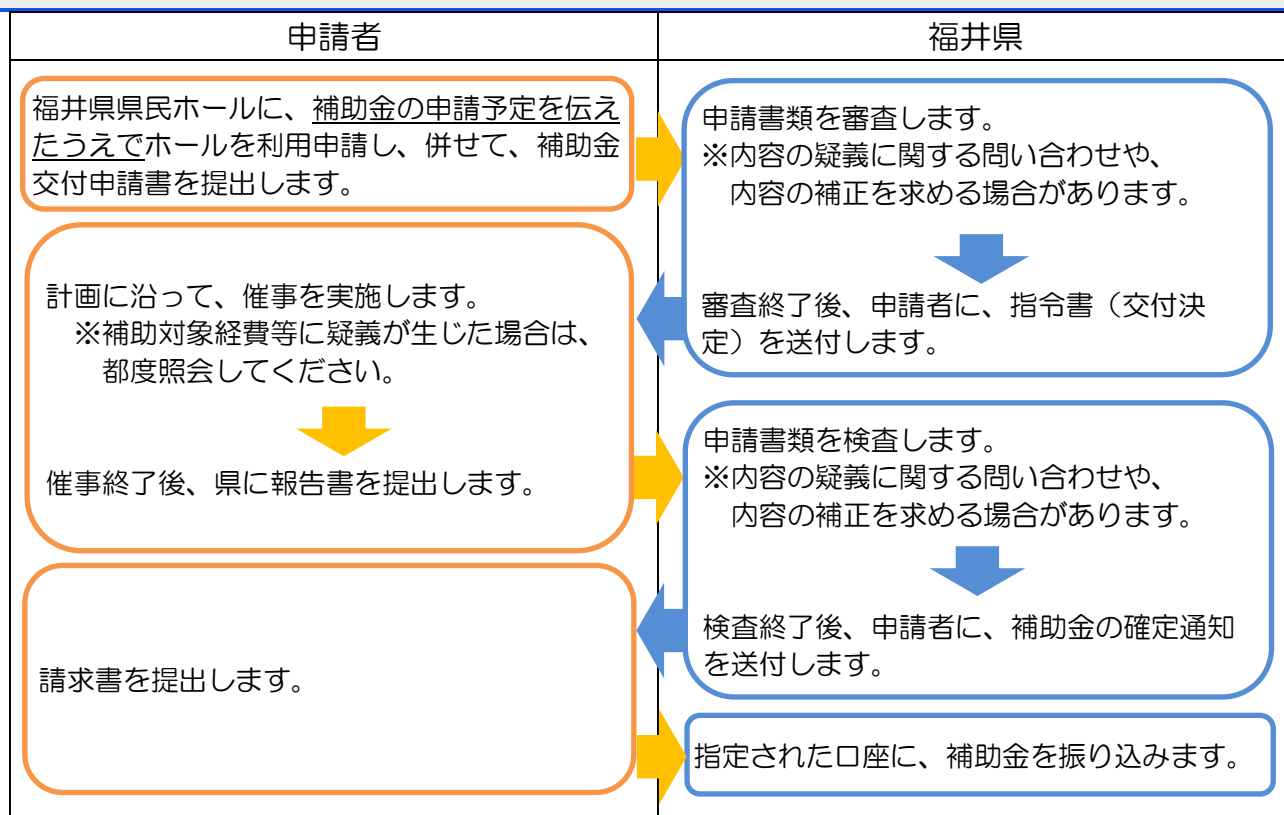
実績報告書を提出し、補助金の確定通知を受けてから、請求書を提出してください。

請求に必要な書類

- ・ [\(様式第6号\) 交付請求書](#)

手続きの流れ

手続きの流れは以下のとおりです。



その他

補助金の交付に関する事項を定めたものです。

- [福井県県民ホール感染拡大防止事業補助金交付要領](#)

よくある質問をまとめました。

- 既に予約が済んでいても、補助金を申請することはできますか。
→できます。（予約の時期にかかわらずかかり増し経費は発生するため）
- 有料のイベントでも、補助金を申請することはできますか。
→できます。（有料・無料を問わず、かかり増し経費は発生するため）
- 他の補助金と重複して支給を受けることはできますか。
→できます。ただし、補助金の合計が事業費を上回る場合は、事業費を上限とします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策には、3密を避けることが重要です。
他の県有施設においても同様の事業を実施していますので、催事の企画にあたっては、見込まれる観覧者数に応じた適切な会場を選定してください。

（参考）この事業を同時に実施する県有施設

- | | | |
|-------------|----------------|---------------|
| • サンドーム福井 | • 福井県産業会館 | • 福井県生活学習館 |
| • 福井県国際交流会館 | • 福井県産業情報センター | • ハーモニーホールふくい |
| • 福井運動公園 | • テクノポート福井総合公園 | • 福井県立武道館 |
| • 福井県立ホッケー場 | | |

お問い合わせ先

福井県総務部財産活用課(0776-20-0251)

福井県県民ホール指定管理者(0776-87-0003)